

第六十三回 参議院内閣委員会 會議録第二号

昭和四十五年二月二十六日(木曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

一月二十日
山崎 竜男君 補欠選任 沢田 一精君
前川 旦君 足鹿 覺君

一月二十二日
山崎 竜男君 補欠選任 山崎 竜男君
沢田 一精君

一月二十三日
北村 暢君 補欠選任 上田 哲君
林 虎雄君 鶴園 哲夫君
村田 秀三君 矢山 有作君

二月十四日
山崎 竜男君 補欠選任 西村 尚治君
浅井 亨君 峯山 昭範君

二月二十五日
田中 茂穂君 補欠選任 山崎 竜男君

委員長の異動
二月十四日八田一朗君委員長辞任につき、その補欠として西村尚治君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長 西村 尚治君
理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
足鹿 覺君
上田 哲君

委員

源田 実君	佐藤 隆君	柴田 榮君	玉置 猛夫君	長屋 茂君	安田 隆明君	山崎 竜男君	山本茂一郎君	矢山 有作君	山崎 昇君	片山 武夫君	岩間 正男君	小池 欣一君	高橋 淑郎君	鈴木 瑞吉君	相原 桂次君
政府委員	内閣官房副長官	通商産業大臣官房長	運輸大臣官房長	常任委員会専門員											

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○派遣委員の報告

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

○(今期国会における本委員会関係提出予定法律案に関する件)

○(今期国会における本委員会関係提出予定法律案に関する件)

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

最初に一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。私、このたび、はからずとも内閣委員長に選任されました。何ぶんふなれな上に微力な者でござい

ますが、誠意をもって職責を果たしたいと念願いたしております。何とぞ格別の御指導、御協力をお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(西村尚治君) この際、八田前委員長から発言を求められております。これを許します。八田君。

○八田一朗君 一言お礼のことばを申し上げます。委員長在任中は不向き屈きの点が多々あったと存じますが、理事並びに委員の各位の終始変わらぬ御支援、御協力をいただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。

なお、今後も本委員会にまいりますので、よろしくお願い申し上げます。お礼がたがた、ごあいさつにかえる次第でございます。(拍手)

○委員長(西村尚治君) 理事の辞任につきましてはおはかりいたします。

八田君及び山崎君から理事を辞任いたしたい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認めます。

つきましては、ただいま理事に三名の欠員を生じておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

その方法は、先例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、さよう決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(西村尚治君) 次に、先般行なわれまし

た国の出先機関、公務員制度及び自衛隊の実情調査につきまして、派遣委員から報告を聴取することにいたします。

まず、玉置君。

○玉置猛夫君 第一班の御報告を申し上げます。八田委員長、北村委員、安田委員及び私の四名は、去る二月三日より八日まで、六日間の日程をもちまして、鹿児島県に出張いたしました。国の出先機関、公務員制度及び自衛隊の実情を調査いたし、特に奄美大島本島におきましては、離島開発行政並びに奄美群島に勤務する公務員の実情等につき調査いたしましたので、以下順を追って概要を御報告申し上げます。

私たち一行は、第一日、対潜哨戒機P2Vに試乗いたし、海上自衛隊鹿屋基地におもむき、航空集団第一航空群、鹿屋教育航空群及び鹿屋航空工

数はたゞだ調査中でありすが、これは何としても防止せねばならず、私たちが一、二その方法を検討いたしたく考えております。

次に、施設について申し上げますと、隊舎は旧海軍時代、すなわち昭和十一年に建設されたもののため、その老朽化は申すまでもなく、もちろん新築の必要性を感じましたが、ただ単に新築するのではなく、若い隊員たちも現代青年の例外ではありせんから、現代生活にアジャストするような隊舎を考えられるよう関係者の配慮をお願いいたします。

なお、先年本委員会が同基地を視察したおり指摘されました格納庫の一棟増設問題は、解決いたしてございましたことをあわせて御報告いたしておきます。

続いて、国の地方出先機関について申し上げますと、まず、東京大学鹿児島宇宙空間観測所へ参り、初の国産人工衛星を目ざす研究機関を視察いたしました。本観測所は、東京大学宇宙航空研究所の付属施設として昭和三十八年十二月開所したもので、鹿児島県内之浦町に位置しております。東大宇宙航空研究所長より概要説明を聴取し、特に去る十一日に打ち上げられましたラムダ4S型五号機について、玉木、斎藤両教授より、その施設と相まって説明を聞き視察いたしました。建物並びにその環境はまことに同慶に値するものですが、その反面、本観測所の定員並びにその待遇についての要望は、まさに私たちがその必要性を十分認識いたさせられました。すなわち、本観測所の定員九名、この数は、本観測所の建物一棟に一人すら配置できない数であります。また、打ち上げの時期に東京から一定期間本観測所に出張される研究者の宿舎の問題をあわせて解決すべき問題のように考えました。

次に、国の出先機関について申し上げます。鹿児島市におきましては、鹿児島入国管理事務所、鹿児島税関支署、鹿児島検疫所、鹿児島食品衛生監視員事務所、門司輸出検査所鹿児島支所、動物検疫所門司支所鹿児島出張所、門司植物

防疫所鹿児島支所、福岡通産局鹿児島アルコール事務所、九州海運局鹿児島支局、鹿児島海上保安部の十機関が入居いたしております鹿児島港港合同庁舎に参り、それぞれの機関より概要説明を聴取し、庁舎を視察いたしました。

二、三の問題点を申し上げますと、まず昭和三十七年本委員会が視察されましたおり、御指摘になりました合同庁舎の管理運営については、思い切った合理化が痛感させられました。なかんずく、庁舎の共用部分の経費の配賦等は、一括所管庁にこれを行なう方法を講ずる必要を感じました。また、合同庁舎の管理庁から、来年度において冷房装置及び自動車庫の増設について強い要望がございました。

また、先年本委員会が視察されました際、御指摘になりました港行政多多元化がもたらす国民の不利不便是、極力これを避ける努力がなされている結果、入船側等から苦情が出ていないとの報告がございました。また、一部の機関からは離島をかかえての行政遂行に万全を期するため、いままの機動力の確保の要望がございました。最後に、本合同庁舎に入居しているいずれの機関も、沖繩が本土に復帰した際は、その業務量の著しい減少を見ることが必至であります。その時期に備え、いままからその対策を考えるべきではないかと存じます。

次いで、奄美大島の実情について申し上げます。

私たちは、まず、鹿児島県におきましては、奄美群島の離島振興計画並びにその進捗状況及び離島に勤務する鹿児島県職員との給与等について説明を聴取いたしました。奄美群島は、御案内のごとく、鹿児島市から南へ三百七十九キロ、東シナ海と太平洋に囲まれ、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与那島の五つの島からなり、一市九町四村、人口十七万五千を有しております。昭和二十八年十二月、日本に返還されて以来、復興特別措置法及び振興特別法の施行により、産業基盤の整備に力を入れ、昨年、振興特別法の五カ年延

長により、四十四年度十八億円、四十五年度二十億円の国費により二年目に入ろうとしたしております。その進捗率も、初年度の四十四年度は一七・五％、二年目の四十五年は二〇・二％の率を示しております。返還以来、無から出発したにもかかわらず、その振興は、まことにりっぱであります。いまだその社会資本の立ちおくれはなお著しいものがあり、奄美群島をめぐる諸条件は依然としてきびしく、住民の実質的生活水準は、その所得を比較しても、昭和四十二年において国民所得対比四六・八％、県民所得対比にして八三・六％となっております。県職員は離島における勤務状況は、大島本島には県の総合出先機関として大島支庁があり、七百九十名の職員が勤務いたしておりますが、職員の住宅、人事交流、給与等に特に意を用い、なかんずく、離島特別昇給制度につきましても問題はありますが、国家公務員にも参考になる制度のごとく思われました。

島内の産業は製糖業及び大島つむぎの生産以外に特に見るべきものがなく、従って生活必需品はすべて移入にたよるはかなく、ために、物価が非常に高く、大島支庁の小売価格の概況によりますと、キャベツ、白菜が二・五倍、水道料一・七八倍、電気代二・五倍等となっております。私たちは、大島本島内に操業する二つの製糖工場のうち、富国製糖株式会社を視察いたしました。本工場におきましても労働力不足は砂糖生産に大きな隘路となり、稼働日数の必要なサトウキビの不足は深刻な問題であり、企業の努力もみなみなならぬものがありました。支庁側からは、サトウキビ増産のために、その栽培機械化の予算化を要望いたしてございました。

最後に、大島本島内の国の出先機関について申し上げます。

本島内で視察いたしました機関は十庁三十一機関であります。まず、名瀬市にあります陸上合同庁舎及び海上合同庁舎にそれぞれの機関にお集りいただき、施設、離島に勤務する公務員の実情及び業務概要等について説明を聴取し、でき得る

限り庁舎等の施設を視察いたしました。以下、順を追って御報告いたします。

まず、陸上合同庁舎、海上合同庁舎は、いずれも昭和三十一年合同庁舎として発足し、前者には大島税務署、名瀬労働基準監督署、名瀬婦人少年室駐在員事務所、名瀬公共職業安定所の四機関が、後者には名瀬海上保安部、海運局名瀬支所、検疫所名瀬支所、入管名瀬港出張所、食糧事務所大島支所の五機関がそれぞれ入居しております。この合同庁舎につきましても、先に述べました鹿児島市にある港合同庁舎における問題点と同様のことを指摘しておきます。なお、一部機関より、徳之島に合同庁舎を建設していただきたい旨の要望がございました。海上合同庁舎はいまだ冷房装置がございませんが、この改良はぜひ実現を見たく存じます。

次に、離島公務員の実情ですが、まず、給与面では、隔遠手当の増額は、すべての機関の皆さま方から強い要望があり、私たちが、さきに触れましたごとく、物価が日本一高い現状を見ると、その額の不当であるという主張は肯定せざるを得ません。宿舎は一部季節的研究所に対する公務員宿舎の増設の要望のほか、大体充当しているようですが、ただその老朽化対策は必要と感ぜられました。

次に、本島に御承知のごとくハブという毒蛇が棲息いたしておりますため、血清が発達した今日でも、ハブの咬傷患者は年間二百十名くらいあり、死亡する数も一、二名あるといわれます。ために、職務の性格上、営林署、労働基準監督署、測候所等から、ハブに対する危険手当の新設を強く要望されました。

人事交流は、大体各機関とも離島勤務二、三年のようでございます。

次に、各機関の所管事項について要望及び問題点を述べてみますと、奄美和光園におきましては、医師の増員、補充が全くできなく、やがて近い将来、園長以外の医師はなくなってしまうであ

ろうと思われませんが、和光園の医師は、本園の患者の診療に従事するだけでなく、奄美群島民の疾病の予防、診療、衛生指導に当たらねばならぬ現状を考え合わせるべきとき、この方策は特に深刻と言わねばなりません。

次に、婦人少年室におきましては、婦人少年室補助員手当の増額と年少労働者の福祉員に手当を支給すべきではなからうかと思われま。

名瀬測候所につきましては、本機関は、本土及び中国大陸に向かうすべての台風の通過地点にも当たり、わが国の気象を予知するための重要な地点に位置するため、特に職員も真剣に観測器械の保守及び事務研修を実施されたい旨の強い要望がございました。

以上、視察の概要について御報告申し上げます。

○委員長(西村尚治君) 続いて山崎君。

○山崎君 中尾委員、牛山委員と私の三名は、二月四日から同七日までの四日間の日程をもって岡山、広島両県庁をはじめ、陸上自衛隊第十三師団司令部、呉防衛施設局、中国管区行政監察局、中国四国農政局及び人事院中国事務局を視察いたしましたので、以下その概要について御報告申し上げます。

まず、岡山、広島両県庁におきましては、国と地方公共団体との間の行政事務再配分問題、職員の定員、給与関係及び開発計画の概要等について、その実情並びに所見を聴取いたしました。第一の行政事務の再配分の問題につきましては、まず、基本的な立場において、最近の社会、経済の進展に伴い、新しい行政需要に即応し、能率的かつ民主的な行政体制を確立するため、すみやかに臨時行政調査会及び地方制度調査会の答申の実現をはかるべきである旨の意見が述べられました。

具体的には、国の地方出先機関は、県行政との関連において二重行政、二重監督の弊害を生じており、民主的行政の執行並びに効率的な地方行政の推進上の障害となっていること等から、実情に

応じた統廃合、業務運営の改善、あるいは行政事務の再配分等を積極的に進め、地方公共団体に対して大幅な権限委譲を行なうとともに、これに伴う財源措置をとらねばならないこと、また、委任事務の運営については、地方公共団体の自主性にゆだね、補助金制度等によって中央からの統制を必要以上に強化することのないようにされたい旨の要望がありました。

これに関連する地方事務官制度につきましては、現在、地方事務官が従事している社会保険関係、職業安定行政、陸運事務所の行政事務は、都道府県知事に機関委任されており、その指揮、監督権は知事にありながら、人事権はそれぞれ主務大臣に属しているため、知事は責任ある行政を行ないがたいこと、これらの行政事務は、そのすべてが地域住民の生活、地方産業等と密接に関連しており、他の県政との関連のもとに総合的、一体的に行なわれるべきものであるから、可及的すみやかに、これらの事務を地方に移譲し、地方事務官は地方公務員とされたい旨要望されました。

第二の定員関係につきましては、岡山県では、すでに四十年から三十九年計画で定員の五割削減を実施し、すでに完了しているが、事務改善、事業の整理等により極力増員を抑制し、四十五年度も現定数を維持する方針であること、また、勤奨退職制度については、両県とも五十五歳で適用しているが、ほとんどの者がこれに就いており、退職者はいずれも再就職の道を得ていることとでありました。

なお、岡山県において、福祉事務所の現業職員、児童福祉施設の保母、指導員等の定数は、法令、通達によって規定されているが、全国画一的な基準によって規定することなく、弾力的に地方の特殊性に合った職員配置ができるよう改めることが望ましいこと、国庫委託金、補助金により支弁している職員については、人件費単価の不足により約五億六千万円の超過負担となっているばかりでなく、事業運営はもとより、その職員定数についても国からの必要以上の指示監督がなされる

ので、職員の適正配置が行なわれたいこと等、問題の指摘があったことをあわせて御報告いたします。

次に、給与についてであります。現行の給与制度は、国家公務員に準じて取り扱っているが、岡山県では、技能労働職員の給料表については、職員組合との交渉の上で、すでに県独自の給料表を定めているが、他の給料表についても、国と県との間には、行政組織、職員構成に相違があるばかりでなく、地域における民間企業との競合及び生活水準等、考慮すべき事情が種々生じているので、早急に職務と責任に応じた独自の給与体系を確立する必要がある旨が強調されました。

なお、両県ともに、特に強調された点として、医師の採用は極端に困難であり、思い切った給与面の改善によっても、各保健所の医師の欠員補充が行なわれがたい実情にあるので、保健所の所長については必ずしも医師に限ることなく、一般職員をもつて当てることのできるよう法令の改正をせられたい旨の要望がありました。

次に、県の開発計画については、特に岡山県について申し上げます。私も、県南水島臨海工業地帯におもむき、県の船で湾内を一巡し、すでに開発された地区についてつぶさにその実情を視察いたしました。その広大な開発地に石油、鉄鋼、電力などの基幹産業が、日本の代表的な新鋭重化学工業のコンビナートとして活動している姿はまことに壮観でありました。しかし、当臨海工業地帯におきましても、すでにばい煙による公害問題が発生しており、県は倉敷市に公害センターを設ける等、その対策を進めておりますが、このような新産都市の建設、ことに重化学工業のコンビナート開発にあたっては、国の産業立地行政及び公害対策が適切かつ強力に行なわれるべきであることを強く感じた次第であります。

なお、懸案の本州四国連絡架橋の問題につきましても、両県とも県知事以下、県民こそってその早期実現を待望しておりました。次に、防衛庁関係について申し上げます。

陸上自衛隊第十三師団司令部は、中国、四国九県にわたる広大な地域の防衛、警備を担当しております。第六十一回国会で、陸上自衛官六千人の増員が認められたことにより、そのうち二千人が当師団に配置され、一連隊戦術団が編成されることになり、当師団は従来の七千人師団から甲師団、いわゆる九千人師団となり、その防衛力は飛躍的に向上することとなりましたが、戦術団の編成に伴う隊員の充足は、四十五年度以降三年がかりで完了したいとのことでありました。

教育訓練については、基本教育と練成訓練に区分されており、練成訓練においては、真に役立つ部隊としてきびしい実地訓練が行なわれており、年三回の師団訓練のほか、秋には大部隊訓練も実施しております。

また、演習場は、三百六十万坪という広大な日本原演習場をはじめ五カ所あり、演習場には恵まれておりますが、砲撃射撃については管外の滋賀県あさ野、大分県日出生台等の演習場を使用しているとのことでありました。

このほか、災害派遣、部外工事及び部外行事協力等については、部隊の生きた訓練の場として、また、地域開発への寄与を考慮して、効果的に実施しておりますが、特に災害派遣については、年平均十五件程度出動しており、また、本年一月、厚生省が行なった大久野島における旧軍廃棄物の毒ガス調査の際には、師団から技術者等を派遣し、平素の訓練の成果を発揮する等、各方面から感謝されているとのことでありました。

隊舎については、当師団管内の各駐屯地の隊舎は、旧軍時代に建てられたものが多く存在しましたが、現在はその大半が新隊舎に建てかえられたとのことでありました。われわれが隊内を一巡し、関係施設を視察いたしましたときにも、すでに老朽化したものが一部見られましたが、四十五年度には、これらのうち二棟が建てかえられることになっており、このこととあり、また、このほか、日本原の隊舎も二棟改築されるとのこととあります。

次に、国防衛施設局について申し上げます。

当施設局は中国の五県を管轄しており、管内には、自衛隊関係百七十五、駐留軍関係十一の施設が所在し、その土地面積は四千八百七十二万一千平方メートル、建物面積九十四万三千平方メートルに及んでおります。駐留軍関係施設のうち、おもなるものは、川上、秋月、広の三弾薬庫であります。一昨年十二月、日米安全保障協議委員会が合意された、広弾薬庫の一部返還については、すでに返還のための改修工事が行なわれており、その工事も今月中に完成し、近く返還されることになっております。なお、返還後の利用計画についても検討が行なわれていることとあります。

また、弾薬の集散基地としての広弾薬庫と北九州市の山田弾薬庫との間の陸送に伴う公害問題等につきましても、ベトナム戦争との関連もあって多少の変動はあるものの、現在一日六十面のトラック輸送を月三回程度行なっているが、呉の繁華街を通過することを避け、迂回輸送をしているので、特に問題にはなっていないこととあります。

また、基地周辺整備法に基づく諸施策については、最近における基地問題の複雑、多様性にかんがみ、基地の実態に即応した施策を効率的に推進しているが、当施設局が四十四年度に執行した施設周辺対策関係予算は約十一億円であり、その内訳は、障害防止対策事業一億七千万円、民生安定助成事業一億四千万円、騒音防止対策事業二億円、道路改修事業二億七千万円、集団移転補償一億二千万円、漁業補償九千万円、その他八千万円となっております。なお、四十五年度におきましては、当関係予算はさらに大幅に増額される見込みとあります。

次に国の地方出先機関について申し上げます。まず、中国管区行政監察局におきましては、その業務内容について同局長から詳しい説明を受けました。当監察局では、国の重点施策の実施状況を中心とする中央計画監察のほか、交通、公害、

福祉を重点とした地方監察等、広範かつ綿密な監察業務に加えて、年間一万件をこえる行政相談業務に当たっていることとあります。また、中央計画監察の一環として、四十五年度から三カ年計画で管区所在の行政機関の組織、人員、業務運営について、実態と問題点を把握するための行政機関別調査を実施するという意欲的な計画策定が行なわれております。

当監察局を調査いたしました際に感じた点は、行政事務の量と定員との関係であります。御承知のごとく、最近の行政事務は増大し、機構は複雑化しており、また、国民の行政苦情あつせん案件も著しく増加しており、このため行政監察及び行政相談業務の充実、強化が望まれているのであります。しかし、これに対する人員は、削減計画により年々減員しており、当監察局及び管内の地方監察局の総定員は、四十二年度百四十一名であったのが、現在は百三十四名となっておりますが、四十五年度にはさらに三名が減員されることになっており、地方局においては最低基準といわれる二十名を割るという現状にあります。したがって、定員削減計画の実施にあたっては、これら地方出先機関の実情を考慮する必要があること、また、定員を削減する場合においては、これに見合った機械化等の合理化をはかり、業務運営上支障ないよう配慮するべきであると感じたのであります。

また、行政相談業務におきましては、昨年四月から十二月までの間の総受付件数は八千六百三十二件に及んでおり、この処理を行政機関別に見ると、厚生省、建設省、農林省、総理府関係の順となっており、公害、交通、生活保護、年金等、国民生活に密着した行政分野からの相談事案が多く出ております。

これらの問題に当たっている行政相談委員は、各市町村一名を原則として、管内五県に三百七十二名配置されており、年間総件数の八四％を受理し、その九〇％をみずからの手で解決していることとあります。しかし、これら相談委員に支給される実費弁償金はわずかに年額四千四百円であ

るため、委員活動に伴う旅費はほとんど自弁という実情にあるので、活動をさせるに足る実費弁償金を確保されたいこと、また、行政相談委員の業務執行中における災害の危険度は高く、すでに災害事例も起きているので、保護司、民生委員と同様に、災害補償の制度を確立されたい旨の要望がありました。

次に、中国四国農政局について申し上げます。中国四国農業の特徴は、多様な気候、複雑かつ劣弱な土地基盤等の自然条件にあって、狭い農地に労働力を多投することによって、多種多様な商品作物を生産してきたところにあります。最近における地域経済社会の変動、また、国民の食糧需要構造の変化等に伴う政府の総合農政等のもとで新たな試練にさらされているのが現状であります。

当農政局は、これらの動きに対処し、地域農業の長期的発展を期するため、管内の地域を山陰、瀬戸内海、南四国の三地域に区分し、それぞれの条件に合った適切な諸施策を積極的に推進しており、また、これらと並行して大規模な土地基盤整備事業を実施しており、これに加え五カ所において、さらに四十五年度以降四カ所の新規国営事業の実施を計画しております。

当農政局において調査事項に關し特に説明された点は、組織面においては、総合農政を進めるため、農政局長直屬のもとに新たに企画調整室を設け、各部の所掌事務に關する総合調整を行なうこととしたこととあります。

また、定員関係につきましては、削減計画により、特に事業所において人員不足が生じており、土曜、日曜を問わず昼夜兼行の作業に当たらせているが、超勤手当が一月二十時間以内に限定されているため、業務遂行上苦慮しているとのこととあり、また、人員の不足については、欠員補充が困難な上に、地元の兼業農家出身の職員は他地区への異動を好まぬという事情等も重なり、その解決は非常にむずかしい問題である旨の説明がありました。

なお、現在国会に提出中の農林省設置法案が成立して、統計調査事務所が地方農政局に移管されると、当農政局の定員は二千六百人の規模となり、その人事行政が今後の重要な仕事となること、また、人事行政の一つである勸奨退職については、退職職員の再就職のため、その年齢は五十五歳程度が適当である旨の意見が述べられました。最後に、人事院中国事務局について申し上げます。

当事務所の人員はわずかに二十名であります。その業務内容は、任用状況調査、人事記録等の監査、各種試験の実施、給与関係の調査研究、服務、能率、公平関係の業務、レクリエーションの実施等、広範多岐にわたっております。

このため、年周十数種に及ぶ各種採用試験の実施にあたっては各出先機関から、また、人事院勧告のための基礎調査の時期には人事院本院及び県人事委員会の協力を得て、これらの業務を行なっていることとあります。

御承知のごとく、昭和四十年以降、国家公務員の採用試験応募者は漸減しておりますが、当管区におきましても同様の傾向にあり、その対策に積極的な努力を行なっております。一例をあげますと、管内各学校をめぐっての説明会、パンフレット等の配付によるPR活動を行なうほか、山間部、隔岐島等における試験場の増設等も行なっていることとありますが、合格者のうちには進学あるいは民間企業、地方公務員等への就職による辞退者等もあり、初級試験などでは採用者が必要定員に達せず、選考採用で補充する場合もあることとあります。私どもは、国家行政に携わる有能な公務員を確保するためには、給与、勤務条件の改善とともに、宿舍、福利厚生施設等の充実について特段の措置を講ずること、また、今日の変動する労働経済下における青年労働者の感覚にマッチした適切な措置がとられる必要があることを強く感じた次第であります。

以上概要を申し上げますが、なお詳細については、各視察先でいただいた調査資料を当委員会

の調査室に保管されてありますので、適宜ごらん願いたいと存じます。

以上で報告を終わります。

○委員長(西村尚治君) ただいまの派遣委員の報告に関連いたしました御質疑もあらうかと思ひますが、本日は一応これにてやめることにいたします。

○委員長(西村尚治君) 次に、本委員会所管の今期国会における内閣提出法律案の説明を聴取いたします。小池内閣官房副長官。

○政府委員(小池欣一君) 官房副長官の小池でございます。

内閣提出予定の法律案につきまして御説明を申し上げます。

今国会に内閣から提出を予定をいたしております法律案は、きょう現在におきまして総数百十件でございます。うち予算関係法律案は五十八件でございます。そのうち、当内閣委員会に付託を予想されます法律案の数は十五件でございます。そのうち予算関係法律案は十二件でございます。この十五件の件名と要旨は、別にお手元に差し上げてございます資料のとおりでございます。このうち、国会に提出をいたしておりますものはすでに九件でございます。この九件とも予算関係の法律案でございます。残り五件でございますけれども、これにつきましても、できる限り早期に提出するように努力中でございます。

個々の法律案につきまして御説明を要する点がございまして、各省庁から担当官が参つておりますので、よろしく願ひたいと思ひます。

○委員長(西村尚治君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十分散会

二月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(第九号)(第二二二号)(第三二二号)(第三四四号)(第三八八号)(第六二二号)(第六三三号)(第七九号)

一、一世一元制の法制化促進に関する請願(第一九号)

一、元満州拓殖公社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願(第二七号)

一、富山県福光町の寒冷地引上げに関する請願(第三三三号)

一、国防省設置に関する請願(第六九号)

一、人事行政の厳正に関する請願(第七〇号)

一、新潟県糸魚川市の寒冷地引上げに関する請願(第七八号)

一、恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願(第九二二号)(第九六号)

一、寒冷地手当の改定に関する請願(第一〇四号)

第九号 昭和四十五年一月十七日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 大分県竹田市大字玉来一、二三
二 阿南幸重

紹介議員 安井 謙君

元満鉄職員であつた国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年金通算等に関する請願、左記事項の実現を図りたい。

一、恩給及び共済年金の支給に關し、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間及び現地に留用された期間を在職年に通算すること。

二、共済組合法の長期給付に關し、非更新組合員にも在職年の通算をすること。

三、退職手当法の在職年に外国政府等職員期間を算入すること。

第二二二号 昭和四十五年一月十九日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 大分県竹田市大字飛田川二、〇一
六 武宮仁太郎
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三二二号 昭和四十五年一月二十日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 福岡市香住ヶ丘四ノ一〇ノ一
野田史郎

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三四四号 昭和四十五年一月二十一日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 福岡市大字唐原七七ノ四 堀之内達夫

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三八八号 昭和四十五年一月二十一日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(二通)

請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町大字永岡三
三一 久野勇外一名

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六二二号 昭和四十五年一月二十三日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 大分県竹田市大字会二、一九
二 秋田頭治

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六三三号 昭和四十五年一月二十三日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 滋賀県大津市小園町五ノ二三財団
法人滋賀県婦人会館内満鉄会内
蔵田慶一

紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七九号 昭和四十五年一月二十六日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(二通)

請願者 東京都江東区深川白河町四ノ六
高橋泰四郎外二名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第九号に左記の一項を加えたものと同じである。

一、共済年金の在職年の通算に関する「引揚げ後公務員に就職するまでの経過年度の制限」を撤廃すること。

第一九号 昭和四十五年一月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市八幡三〇ノ一 岩手県神社庁内 山本将実外二百三十六名

紹介議員 岩動 道行君
理由
一世一元制の法制化を促進されたい。

現行法の下では、国家、国旗のことともに元号のことは、これを国民に奉戴せしむべき法的根拠がない。これは、明治維新百年を機として国家の自主性を確認しようとするものにとつて遺憾に堪えない。一世一元制については旧皇室典範第十二条には、「踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」とあつたが、新皇室典範にはその明文がない。

第二二七号 昭和四十五年一月二十日受理
元満州拓殖公社員であつた公務員等に対し恩給法

等の特例制定に關する請願

請願者 東京都板橋区向原二ノ三〇ノ五満

折会内 坪上貞二

紹介議員 植木 光教君

元満鉄拓殖公社職員であつた公務員等に対して、その在職期間を恩給法等の在職期間に通算するよう、恩給法附則第四十三条を改正する措置を講ぜられたい。

理由

元満鉄拓殖公社の業務等を勘案し、同公社職員であつた公務員等についても、旧満鉄等九特殊法人の職員と同様に措置して処遇の公平を期すべきである。

第三号 昭和四十五年一月二十日受理

富山県福光町の寒冷地引上げに關する請願

請願者 富山県西砺波郡福光町荒木一、五

五〇福光町長 西勝久蔵外八名

紹介議員 櫻井 志郎君

富山県西砺波郡福光町の寒冷地を四級地に引き上げられたい。

理由

当町は、日本海に面する伏木港にそそぐ小矢部川の最上流に位置し、農林業を主としているが、町部の大半は九百メートル余の山岳にかまれている。十二月中旬から翌年四月中旬までは降積雪下で、しかもその降雪は多く根雪期もながい。日照がすくなく住民は多量になやんでおり、その気象条件は「寒冷地基準」による四級地を上回つてい

第六九号 昭和四十五年一月二十三日受理

国防省設置に關する請願

請願者 京都市中京区烏丸竹屋町下ル 吉

村秋子外三十三名

紹介議員 林田悠紀夫君

時局の重大性にかんがみ、「国防省」を設置されたい。

理由

近時、わが国内外の情勢はともに緊迫化し、国家の独立と民心の安定に重大な脅威を与えている。また、国家不在の大衆と化しつつある国民の精神を覚醒団結させ、国家の威厳を確立し、国際社会における日本の使命を果たさなければならぬ。このため、国防意識の徹底徹底された隊員と厳然たる指揮統帥権を有する軍を創設すべく、「国防省」の設置が必要である。

第七〇号 昭和四十五年一月二十三日受理

人事行政の公正に關する請願

請願者 京都市中京区烏丸竹屋町下ル 吉

村秋子外三十三名

紹介議員 林田悠紀夫君

人事院及び関係官庁は、公務員の思想偏向是正のため勇氣ある勧告をし、また、人事行政の公正化を図られたい。

理由

目下直面している對外問題とともに、繁榮の底にしのびよる国内の思想的危機は、より重大にして深刻化しているにもかかわらず、憲法にひきかたされ、公務員の優先と思想の自由を乱用し、公務員たる教職者がその地位を利用して国民を教唆混同させ、あるいは、勤務中の公務員が職務を放棄して経済闘争を激化させる等の行為は、職務の本質に反するものである。かくて、国家機構は、今まさにに全身不随に陥らんとする様相を呈し、心ある人士のひとしく憂慮するところである。

第七八号 昭和四十五年一月二十四日受理

新潟県糸魚川市の寒冷地引上げに關する請願

請願者 新潟県糸魚川市大字大町二四ノ二

糸魚川市長 大久保敬

紹介議員 塚田十一郎君

昭和四十三年十二月、第六十回国会において、「国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案」に付せられた附帯決議にのっとり、左記事項をすみやかに実現されたい。

一、新潟県糸魚川市の寒冷地手当を五級地に引き上げること。

二、国家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条第四項の、世帯等の区分に依りて支給される定額を、「給与水準の改定実態に依りて増額する」よう改めること。

三、国家公務員の寒冷地手当に關する法律第一条の、基準日を七月十日に改めること。

理由

一、級地区分には、不合理不均衡な地域が多くある。糸魚川市もまたその例にもれず、人事院のいう「基準」により、諸気象要素を厳正に算出してみると、全市とも当然五級地の資格を有している。

二、寒冷地手当の定額基礎も、当然新給与の施行とあわせて改定されなければ、寒冷地手当が固定化し、寒冷積雪地帯に働く公務員関係職員は、越冬生活に支障を生じ、安心して職務に専念できなくなる。すでに公企体等関係職員は、従来どおりの定率方式で支給されている。

三、現行基準日は八月三十一日（寒冷地手当支給規制第一条）となつてゐるが、これは炭坑がもつとも安定期間ということから定められたものである。しかし現在、産炭地においてもつとも安定期間は、旧うらばん前である。すでに自治体、公企体関係では、ほとんどが七月に支給されている。

第九二号 昭和四十五年一月二十七日受理

恩給・共済年金受給者の処遇改善に關する請願

請願者 群馬県前橋市大手町三ノ二ノ一自

治会館内群馬県市町村職員年金受給者連盟内 熊川市郎外四名

紹介議員 那 祐一君 丸茂 重貞君

恩給・共済年金受給者の処遇を改善するため、左記事項を実現されたい。
一、総理府が要求した昭和四十五年度の恩給関係予算は、将来調整規定（スライド制）を具体的に運用するための前提条件となるものであるか

ら、予算編成にあつては、これを全面的に認めること。なお、恩給・共済年金の調整規定については、恩給審議会の答申の趣旨に基づき、可及的すみやかにこれを制度化し、実施すること。

二、前項の制度実施の前提として、恩給・共済年金の仮定給料と現職公務員の給与水準との格差を是正し、恩給の平均給与額を引き上げること。

三、昭和二十三年六月三十日以前及びそれ以後における恩給の退職年次による不均衡をすみやかに是正すること。

四、恩給・共済年金の最低保障額を更に引き上げるとともに、共済年金の最低保障額については適及適用の措置を講ずること。

五、公的年金受給者に対する福祉年金の併給制限を全面的に撤廃すること。

六、恩給・共済年金に對し税の減免措置を講ずること。

七、退職後における医療保障が実施されるよう共済制度の改正を図ること。

八、現職公務員に適用されている共済組合の福祉事業を可能な限り恩給・共済年金受給者にも適用すること。

第九六号 昭和四十五年一月二十八日受理

恩給・共済年金受給者の処遇改善に關する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ九ノ四ノ五〇

茨城県自治会館内茨城県市町村職員年金受給者連盟内 武田隆二郎

外三十六名

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第九二号と同じである。

第一〇四号 昭和四十五年一月二十八日受理

寒冷地手当の改定に關する請願（二通）

請願者 滋賀県東浅井郡浅井町内保浅井町

長 樋口恒男外一名

紹介議員 奥村 悦造君

積雪寒冷地帯の困難な生活と、若い労働力の定着に對処するため、昭和四十三年十二月、第六十回国会において、「国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案」に付せられた附帯決議に基づき、左記事項の実現を図られたい。

一、国家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条第四項の定額分については、給与水準の改定実態に應じた増額改定の措置をすみやかに実施すること。

二、国家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条第四項の定率の分最高「百分の四十五以内」を「百分の六十以内」に改定すること。

三、国家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条第二項、北海道以外の寒冷地で、内閣總理大臣が定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額のうち薪炭加給はこれを増額するとともに、三級地以下の地域にも支給するよう改定すること。

四、滋賀県東浅井郡浅井町の寒冷地をすみやかに五級地に引き上げること。

理由

一、寒冷地手当の定額算出も、当然新給与の実施と同時に改定しなければ寒冷地の生活費が固定化し、法律の趣旨にそわないことになる。

二、現行寒冷地手当の定率の最高四十五パーセントでは、積雪地帯に優秀な公務員を定着させるためには不十分である。

三、寒冷地手当のうち薪炭加給を、三級地以下の地域においてもその状況に応じた額を支給する必要がある。

四、現行の寒冷地手当支給地域区分には著しい不合理不均衡がある。浅井町も他県の実例からみると当然五級地に相当する。

二月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に關する請願（第一四二号）（第一

五一号）（第一七二号）

第一四二号 昭和四十五年一月三十日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に關する請願
請願者 茨城県那珂郡大宮町宇留野四七五
川村博行

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一五一号 昭和四十五年二月二日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に關する請願
請願者 宮崎市吉村町平塚甲一、八一四
湯浅照男

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一七二号 昭和四十五年二月五日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に關する請願
請願者 宮崎市霧島町二七二ノ一 吉水定一郎

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「企業局」を「企業局」に改め、

「鉱山保安局を削り、同条第二項中「企業局に立地公害部」を「公害保安局に公害部」に改め

る。

第九条第一項中第十五号から第十七号までを削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（公害保安局の事務）

第九条の二 公害保安局においては、左の事務をつかさどる。

一 通商産業省の所掌に係る公害の防止及び保安に關する事務を統括すること。

二 通商産業省の所掌に係る事業の工場排水の規制に關すること。

三 ばい煙の排出の規制その他の産業公害の防止に關すること。（前号及び第十号に掲げるものと並びに他の内部部局の所掌に係るものを除く。）

四 公害防止事業団に關すること。

五 火薬類及び高圧ガスの取締りに關すること。

六 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に關すること。

七 鉱山における人に対する危害の防止（衛生に關する通気及び災害時における救護を含む。）を圖ること。

八 鉱物資源の保護を圖ること。

九 鉱山の施設の保全を圖ること。

十 鉱害の防止を圖ること。

十一 鉱害の賠償（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。）に關すること。

十二 鉱山における保安技術の改善を圖ること。

十三 鉱山保安に關する教育及び指導を行なうこと。

2 公害部においては、前項第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

第十三条第一項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第十三条第一項第一号中「鉱山保安局」を「公害保安局」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

加える。

六の二 鉱害の賠償に關すること。（公害保安局の所掌に係るものを除く。）

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

第二十七條中「鉱山保安局の事務」を「公害保安局の事務のうち第九條の二第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務」に改める。

第三十二條第三項中「鉱山保安局の所掌事務」を「公害保安局の事務のうち第九條の二第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。

2 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十二條（見出しを含む）、第三十四條、第四十三條及び第四十九條中「鉱山保安局」を「公害保安局」に改める。

第五十四條第二項中「鉱山保安局長」を「公害保安局長」に改める。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に關する日本國政府と國際連合開発計画との間の協定に基づき、アジア統計研究所において行なわれる研修の実施に關する協

力を行なうこと。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

(運輸省設置法の一部改正)

第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第二十九条中「航空大学校」を「航空大学校(運輸研修所)」に改める。

第三十七条の三を第三十七条の四とし、第三十七條の二の次に次の一条を加える。

(運輸研修所)
第三十七条の三 運輸研修所は、運輸省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対し、そ

の職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に属するものを除く。)を行なう機関とする。

2 運輸研修所は、東京都に置く。

3 運輸研修所の内部組織は、運輸省で定める。

第三十八条第三項中「第一項の表に掲げる附属機関のうち」を削り、「同表」を「第二項の表」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項に掲げる」を「前三項の」に、「委員」を「及び委員」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、本省の附属機関として都市交通審議会を置き、運輸大臣の諮問に応じて都市における交通に関する基本的な計画について調査審議することをその目的とする。

第三十八条第一項中「左の表」を「前項に定めるもののほか、次の表」に、「記載する通り」を「記載するもの(運輸政策審議会及び運輸技術審議会の設置の目的とする事項を除く。)」に改め、同項の表中中央船員職業安定審議会及び造船技術審議会の項を削り、海運企業整備計画審議会の項の次に次のように加え、海技審議会、海上安全審議会及び都市交通審議会の項を削る。

第三十八条第一項中「左の表」を「前項に定めるもののほか、次の表」に、「記載する通り」を「記載するもの(運輸政策審議会及び運輸技術審議会の設置の目的とする事項を除く。)」に改め、同項の表中中央船員職業安定審議会及び造船技術審議会の項を削り、海運企業整備計画審議会の項の次に次のように加え、海技審議会、海上安全審議会及び都市交通審議会の項を削る。

運輸技術審議会

運輸大臣の諮問に応じて、運輸省の所管行政に関する技術の開発、改良及び普及に関する重要事項を調査審議すること。

第三十八条に次の一項を加える。

6 都市交通審議会は、昭和四十七年三月三十一日まで置かれるものとし、同日までは、運輸政策審議会は、都市交通審議会の設置の目的に係る事項について調査審議を行なわないものとする。

第四十条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「臨港倉庫業」を「倉庫業」に改める。

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

第五十一条第一項中第十六号及び第十六号の二を削り、第十六号の三を第十六号とする。

第五十五条を次のように改める。

(地方陸上交通審議会)
第五十五条 陸運局に、附属機関として地方陸上交通審議会を置く。

2 地方陸上交通審議会は、陸運局長の諮問に応じて陸運局の所掌事務に関する重要事項を調査審議することをその目的とする。

3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、運輸省令で定める。

第五十七条中「船員法」の下に「、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)」を加える。

第二条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第十七号の三中「港灣局」を「船舶局及び港灣局」に改める。

第二十六條第一項第十号の三を次のように改める。

十の三 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に

関すること。

第二十九条中「港灣技術研究所」を「港灣技術研究所」に改める。

第三十条第一項を次のように改める。

船舶技術研究所は、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第三十条第二項中「前項第一号及び第三号に掲げる事項」を「船舶、船舶用機関及び船舶用品」に改め、「並びに同項第二号及び第四号に掲げる事項に関する試験及び調査」を削り、同条第三項中「北九州市」を削り、同条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

(交通安全公害研究所)
第三十二条 交通安全公害研究所は、運輸省の所管行政に係る技術で陸運及び航空に関する安全の確保、公害の防止等に係るもの(前条第一項第三号に掲げるものを除く。)に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

2 交通安全公害研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項に規定する技術に関する設計、試験、調査及び研究を行なうことができる。

3 交通安全公害研究所は、東京都に置く。

4 交通安全公害研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十三条 削除

第三十七条第二項の表中「館山海員学校(館山市)」を「館山海員学校(館山市、村上海員学校(村上市))」に改める。

第三十八条第二項の表海運企業整備計画審議

種 類	目 的
運輸政策審議会	運輸大臣の諮問に応じて、総合的輸送体系の樹立のための基本的な政策及び計画の策定その他運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定について調査審議すること。

第三十八條第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
次の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するものとする。

海上安全船員教育審議会

運輸大臣の諮問に応じて船舶の航行の安全その他海上保安に関する重要事項、船員教育に関する重要事項並びに水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)に定める事項を調査審議すること。

会の項を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十八条中「気象測器製作所」を削る。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

(船員職業安定法の一部改正)

第三條 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「船員職業安定審議会」を「船員労働委員会への諮問等」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 船員労働委員会への諮問等

(船員労働委員会への諮問等)

第五十七條 この法律の施行に關するすべての重要事項については、運輸大臣は船員中央労働委員会の、海運局長は船員地方労働委員会の意見をきかなければならない。

2 船員労働委員会は、この法律の施行に關する重要事項に關し、必要に応じ關係行政庁に建議することができる。

3 前二項の規定による所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、船員中央労働委員会は運輸大臣に、船員地方労働委員会は海運局長に、資料の提供を求めることができる。

4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なうため、船員中央労働委員会の会長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に一回以上、會議を招集しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なわせるため、船員労働委員会に、政令で定めるところにより、部会及び専門委員を置くことができる。

(道路運送法の一部改正)

第四條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 自動車運送協議会(第百三

条(第百十九條)」を「第八章 削除」に改める。

第八章を次のように改める。

第八章 削除

第百三條から第百十九條まで 削除

(道路運送車両法の一部改正)

第五條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第百二條第二項中「第七号又は第八号」を「又は第七号から第九号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一條、第三條、第四條及び次項から附則第五項までの規定 この法律の公布の日

二 第二條の規定中運輸省設置法第二十二條第一項、第二十六條第一項及び第三十八條の改正規定 昭和四十五年四月一日

三 第二條(前号及び次号に掲げる部分を除く。)、第五條及び附則第六項の規定 昭和四十五年七月一日

四 第二條の規定中運輸省設置法第三十七條第二項の改正規定 昭和四十五年八月一日

(水先法の一部改正)

2 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の三(見出しを含む。)中「海技審議会」を「海上安全船員教育審議会」に改める。

(造船法の一部改正)

3 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八條中「造船技術審議会」を「運輸技術審議会」に改める。

(船舶職員法の一部改正)

4 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項、第十一條第一項及び第二項並びに第十五條(見出しを含む。)中「海技審議

会」を「海上安全船員教育審議会」に改める。

(倉庫業法の一部改正)

5 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六條中「又は陸運局長」を削る。

(印紙をもつてする歳入金納付に關する法律の一部改正)

6 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「第九号」を削る。

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、一世二元制の法制化促進に關する請願(第一八一号)

一、元滿鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(第一九五号)(第二〇四号)

一、元滿州拓殖公務員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に關する請願(第二二三号)

第一八一号 昭和四十五年二月六日受理

一世二元制の法制化促進に關する請願

請願者 神奈川縣津久井郡藤野町名倉四、五三二 浜野寿雄外四百七十三名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九五号 昭和四十五年二月七日受理

元滿鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 宮崎市吉村町平塚甲一、九〇六ノ

一七 辻井徳幸

紹介議員 黒木 利克君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第二〇四号 昭和四十五年二月十日受理

元滿鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 宮崎市大字糸原二、五七二ノ三

源末吉

紹介議員 黒木 利克君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第二一三三号 昭和四十五年二月十二日受理

元滿州拓殖公務員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に關する請願

請願者 福島市渡利沖町一三七 小林好久

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

(外務省設置法の一部改正)

第一條 外務省設置法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「國際資料部」を「調査部」に改める。

第七條第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加え、同条第二項中「國際資料部」を「調査部」に、「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第二十七 総合的な外交政策の企画立案に關すること。

「スーダン」	625	515	425	355	280	225	180	を	「スーダン」
									スワジランド

625	515	425	355	280	225	180	に改める。
365	300	250	205	165	135	105	

別表第二 住居手	三	総領事館の表アジアの項中	「ジャカルタ」	300	250	205
----------	---	--------------	---------	-----	-----	-----

165	135	105	を	「ジャカルタ」	430	355	295	235	190	150	に改め、
-----	-----	-----	---	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

同表中南米の項中	「ポルト・アレグレ」	365	300	250	200	160	130	に改め、同表欧州の項
----------	------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------------

「ポルト・アレグレ」	365	300	250	200	160	130	に改め、同表欧州の項
リオ・デ・ジャネイロ	430	355	295	235	190	150	

中	「ハバロフスク」	235	195	165	130	105	85	を	「ハバロフスク」
									レニングラード

235	195	165	130	105	85	に改める。
235	195	165	130	105	85	

別表第二 住居手	四	政府代表部の表欧州の項中	「ジュネーブ」	520
----------	---	--------------	---------	-----

430	355	295	235	190	150	を	「ジュネーブ」	520	430
							(在ジュネーブ国総領事館)		

355	295	235	190	150	に改める。
355	295	235	190	150	

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、在ブラジル及び在スワジランドの各日本国大使館、在リオ・デ・ジャネイロ及び在レニングラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二のうちにインドネシア及び在バキスタンの各日本国大使館並びに在ジャカルタ日本国総領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
皇室経済法施行法の一部を改正する法律

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「八千四百万円」を「九千五百万円」に改める。

第八条中「七百二十万円」を「八百三十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第七条及び第八条の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項を次のように改める。

地方建設局に、次の六部を置く。ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には、営繕部を置かない。

- 総務部
- 企画部
- 河川部
- 道路部
- 営繕部
- 用地部

附 則

この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第一号中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

別表第一の一中表の部分を次のように改める。

区	分	車賃(一キロメートルにつき)		日当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
		甲	乙	甲	乙	甲	乙	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	一六円	一、三〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円	一、三〇〇円		
	その他の者	一五円	一、一五〇円	五、五〇〇円	四、七〇〇円	一、一五〇円		
指定職の職務又は一等級の職務にある者		一三円	一、〇〇〇円	四、八〇〇円	四、一〇〇円	一、〇〇〇円		
		一一円	八五〇円	四、一〇〇円	三、五〇〇円	八五〇円		
二等級の職務にある者		九円	七〇〇円	三、四〇〇円	二、九〇〇円	七〇〇円		
		八円	五五〇円	二、七〇〇円	二、三〇〇円	五五〇円		
三等級以下の五等級以上の職務にある者								
六等級以下の職務にある者								

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

区	分	鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上
		判所長官	判所長官	判所長官	判所長官	判所長官	判所長官	判所長官	判所長官
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	五、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の者	五、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
指定職の職務にある者		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
一等級の職務にある者		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
二等級の職務にある者		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
三等級の職務にある者		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
四等級の職務にある者		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
五等級の職務にある者		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
六等級以下の職務にある者		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円
		四、八〇〇円	五、八〇〇円	六、一〇〇円	八、一〇〇円	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	一八、一〇〇円	二四、〇〇〇円

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

区	分	日当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
		甲	乙	甲	乙	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	四、九〇〇円	四、九〇〇円	一五、一〇〇円	一五、一〇〇円	五、五〇〇円
	内閣総理大臣等及び特命全權大使	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一三、二〇〇円	一三、二〇〇円	四、八〇〇円
その他の者		三、六〇〇円	三、六〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	四、五〇〇円

指定職の職務又は一等級の職務にある者	三、〇〇〇円	二、九〇〇円	九、六〇〇円	九、一〇〇円	四、二〇〇円
二等級の職務にある者	二、六〇〇円	二、五〇〇円	八、一〇〇円	七、七〇〇円	三、五〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者	二、二〇〇円	二、一〇〇円	七、〇〇〇円	六、六〇〇円	三、〇〇〇円
六等級以下の職務にある者	一、八五〇円	一、七五〇円	五、八〇〇円	五、五〇〇円	二、五五〇円

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

区	分		鉄道百キロ メートル未満	鉄道百キロ メートル以上 五百キロメー トル未満	鉄道五百キロ メートル以上 千キロメー トル未満	鉄道千キロ メートル以上 千五百キロ メートル未満	鉄道千五百キ ロメートル以 上二千キロ メートル未満	鉄道二千キロ メートル以上 五千キロメー トル未満	鉄道五千キロ メートル以上 一万キロメー トル未満	鉄道一万キロ メートル以上 一万五千キロ メートル未満	鉄道一万五千 キロメートル 以上二万キロ メートル未満	鉄道二万キロ メートル以上
	内閣総理大臣等	特命全權大使										
指定職の職務にある者	その他の者	八、六〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
一等級の職務にある者	三、二〇〇円	八、六〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
二等級の職務にある者	三、〇〇〇円	八、四〇〇円	二、〇〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円
三等級の職務にある者	二、八〇〇円	八、二〇〇円	一、八〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円
四等級の職務にある者	二、六〇〇円	八、〇〇〇円	一、六〇〇円	一九〇〇円	一九〇〇円	一九〇〇円	一九〇〇円	一九〇〇円	一九〇〇円	一九〇〇円	一九〇〇円	一九〇〇円
五等級以下の職務にある者	二、四〇〇円	七、八〇〇円	一、四〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

昭和四十五年三月五日印刷

昭和四十五年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局